

(案)

茨木市下水道等事業経営戦略

令和5年(2023年)度 ▶ 令和14年(2032年)度

令和5年(2023年)3月

茨木市

※ この資料の内容は確定したものではありません。
審議会中に文言や数値等変更する場合があります。

目 次

第 1 章	下水道等事業経営戦略改定の趣旨と位置付け	1
1.	改定の趣旨	1
2.	位置付け	2
3.	計画期間	2
第 2 章	下水道等事業の現状	3
1.	下水道等事業の種類及び下水道施設の現状	3
2.	危機管理	8
3.	経営の状況	10
4.	組織体制	15
5.	他団体と比較した経営分析の状況	16
6.	前計画期間の実績・評価	18
第 3 章	将来の事業環境と課題	20
1.	改築需要の増加	20
2.	災害リスクの増大	21
3.	資金の確保	22
4.	人材の確保と技術の継承	24
第 4 章	本市下水道等事業の目指す将来像とこれを実現するための方針	25
1.	目指す将来像	25
2.	基本目標及び本市下水道等事業の抱える課題を解決するための方針	25
3.	今後の取組み内容	29
第 5 章	投資・財政計画	31
1.	投資計画	31
2.	財政計画	36
3.	投資・財政計画（収支計画）	38
4.	投資・財政計画を踏まえた原価計算表	44
5.	投資・財政計画の総括	45
第 6 章	経営戦略の事後検討・更新等	46
1.	計画の推進と点検・進捗管理の方法	46
2.	経営指標	47

第1章 下水道等事業経営戦略改定の趣旨と位置付け

1. 改定の趣旨

本市下水道等事業は、昭和 45 年(1970 年)9 月に公共下水道を供用開始して以来、河川の水質保全、公衆衛生の確保と生活環境の改善及び浸水防除など市民の皆さまの暮らしを支える重要な役割を担っています。現在、高度成長期以降に急速に整備した下水道施設は、一斉に改築時期を迎えることから、施設の維持管理及び改築更新を適切に行っていく必要があります。さらに、大規模災害を踏まえた下水道の危機管理を含めた施設整備や体制整備が求められています。

また、下水道の財政状況をみると、有収水量は、節水意識の高揚や節水機器の普及などから各家庭の排水量が減少傾向にあり、使用料収入も増加を期待できない状況にあります。

このような状況の中、ポンプ場や管路の計画的な改築を進め、施設の健全性を維持していくためには、施設管理の見直しなどの取組みを推進するとともに、今後も市民の皆さまの暮らしを支えるために必要な下水道資産への投資を継続しながら、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視点で事業経営に取り組む必要があります。令和 4 年(2022 年)1 月に総務省から「「経営戦略」の改定推進について」が示され、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、3 年から 5 年以内に経営戦略の見直しを行うことが求められています。平成 31 年(2019 年)3 月に策定しました「茨木市下水道等事業経営戦略（令和元年(2019 年)度～令和 10 年(2028 年)度）における中間年度において、各目標の達成度及び評価を行うとともに、「茨木市下水道ストックマネジメント計画（令和 3 年(2021 年)3 月策定）」による投資・財政計画の見直しを行い、質の高い「経営戦略」となるよう、改定します。

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、この計画に基づき、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ってまいります。

2. 位置付け

本市下水道等事業経営戦略は平成 26 年(2014 年)の総務省からの通知に基づき策定しています。

上位計画である「茨木市第 5 次総合計画」や「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」、「茨木市地域防災計画」等との整合性を図るとともに、下水道事業で策定した「茨木市下水道ストックマネジメント計画」、「茨木市下水道総合地震対策計画」及び「茨木市雨水基本構想」の内容を反映しています。

また、本市下水道事業では大阪府流域下水道事業と費用負担等の面で関連しているため、大阪府流域下水道事業経営戦略の将来投資計画等にも留意しながら、本市経営戦略の投資費用に反映させています。

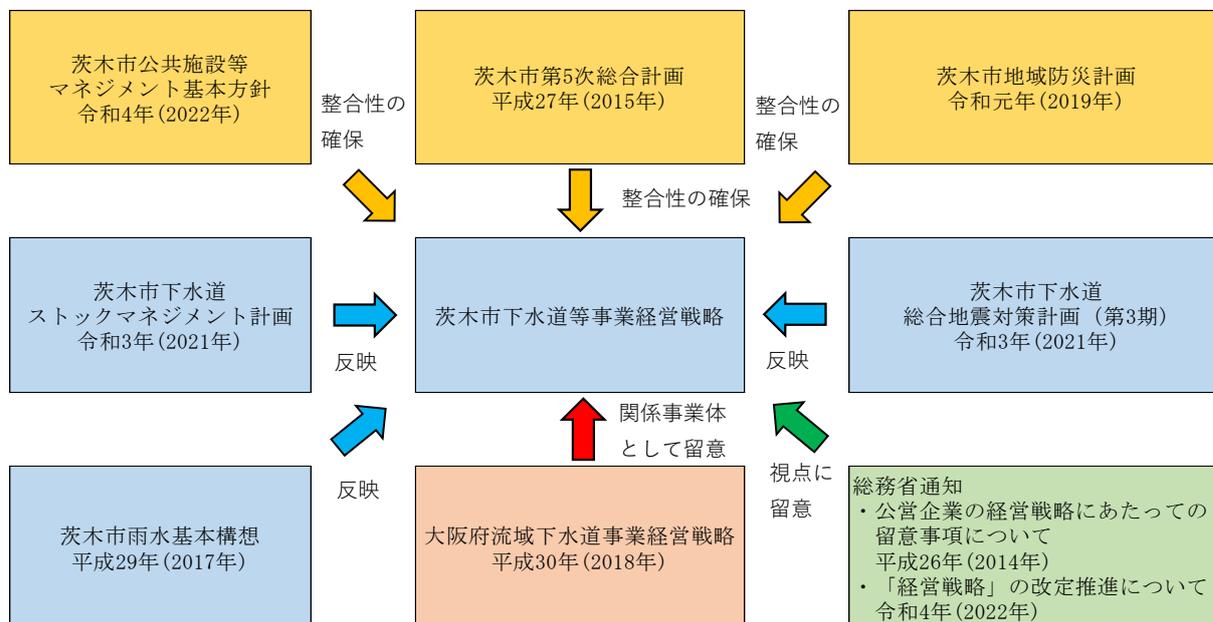


図 1-1 経営戦略の位置図

3. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は 10 年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、長期的な安定を見据えた中で令和 5 年(2023 年)度から令和 14 年(2032 年)度の 10 年を本計画の計画期間とします。

第2章 下水道等事業の現状

1. 下水道等事業の種類及び下水道施設の現状

(1) 下水道等事業の計画

本市下水道等事業の事業区域は図 2-1 のとおり、全市域にわたっています。そのうち、下水道事業の規模は条例で次のように定めています。

・排水区域面積	4,530 ヘクタール
・排水人口	295,830 人
・1日最大排水量	158,270 立方メートル

本市の下水道は終末処理として、大阪府が運営する流域下水道に接続しています。安威川流域である中央処理区は本市宮島にある中央水みらいセンターで、淀川右岸流域である高槻処理区は高槻市番田の高槻水みらいセンターで処理しています。

令和 2 年度（2020 年度）末の下水道普及率は、99.43%、水洗化率は 98.99% となっており、100%整備を目指し、引き続き取り組みます。

(2) 下水道等事業の種類

本市の下水道等事業には、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び公設浄化槽事業の 3 つの事業があります。

a) 公共下水道事業

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

本市の公共下水道は、昭和 37 年(1962 年)10 月から中央排水区 174ha で下水道施設の整備に着手しました。その後、大阪府が建設し、維持管理を行う流域下水道（「安威川流域下水道」と「淀川右岸流域下水道」）に接続し、流域関連公共下水道として事業を進めています。

安威川流域下水道及び淀川右岸流域下水道は、それぞれ昭和 42 年(1967 年)及び昭和 45 年(1970 年)に供用開始され、本市を含む 5 市 1 町で発生する下水を広域的に排除、浄化しています。

b) 特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち、処理対象人口が概ね 1,000 人未満で、水質保全上特に必要な地区で設置され、下水を処理するものです。

本市では、平成 16 年(2004 年)3 月に、安威川ダム建設事業に関連して、大岩・車作・千提寺・忍項寺・安元地区を特定環境保全公共下水道の区域に定め、事業を進めてきました。

c) 公設浄化槽事業（特定地域生活排水処理事業）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する事業として、平成 6 年(1994 年)度に創設されました。

本市では、下水道整備区域以外の地域を対象として、平成 25 年(2013 年)度から合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行っています。

(3) 下水道施設の現状

a) 下水道資産上の内訳

本市下水道等事業は、資産として3つのポンプ場のほか約766kmに及ぶ管路を有しており、令和2年(2020年)度末現在の帳簿価額で約878億円になります。

また、資産全体のうち、管路が全体の約79%を占めており、次いで施設利用権¹が約14%、ポンプ場施設が約5%、土地(ポンプ場施設用地等)が約2%となっています。

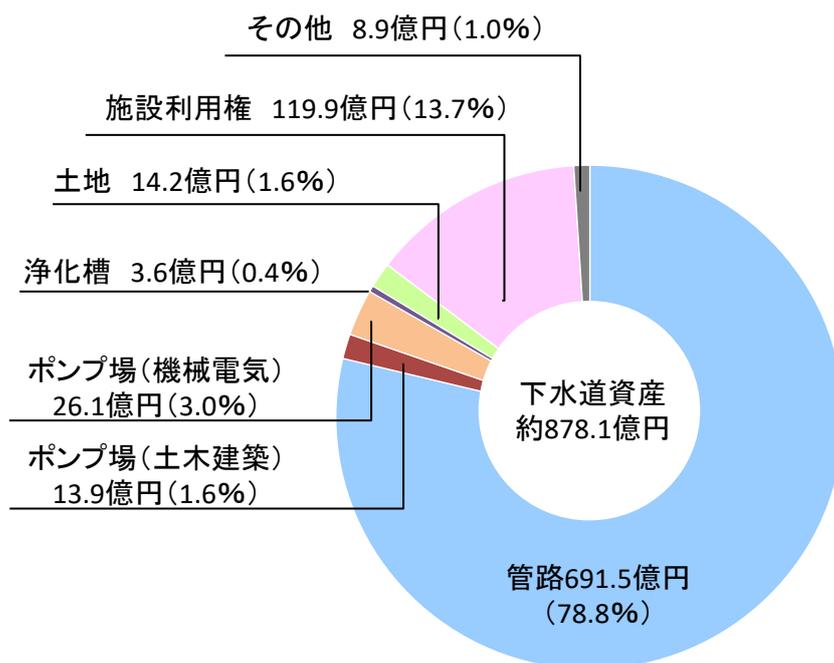


図 2-2 下水道資産内訳(令和2年(2020年)度末の帳簿価額)

下水道等事業を健全に経営していくためには、保有している下水道施設の老朽化の状態を把握し、老朽化対策の優先順位を整理した上で、適切な時期に改築等を実施していく必要があります。

¹ 【施設利用権】流域下水道を使用するための利用権などのこと。

第 2 章 下水道等事業の現状

b) 管路

本市公共下水道事業は、昭和 45 年(1970 年)9 月に供用開始して以来、污水管及び雨水管等の整備を行い、その延長は令和 2 年(2020 年)度末で約 766.1km となっています。

昭和 45 年(1970 年)度の供用開始以降に布設した管路が大半となっており、今後、改築の必要な管路が増加していきます。

平成 28 年(2016 年)度から点検・調査を実施し、老朽化等により健全度の低下が見込まれる管路の改築・修繕を行い、長寿命化を図っています。

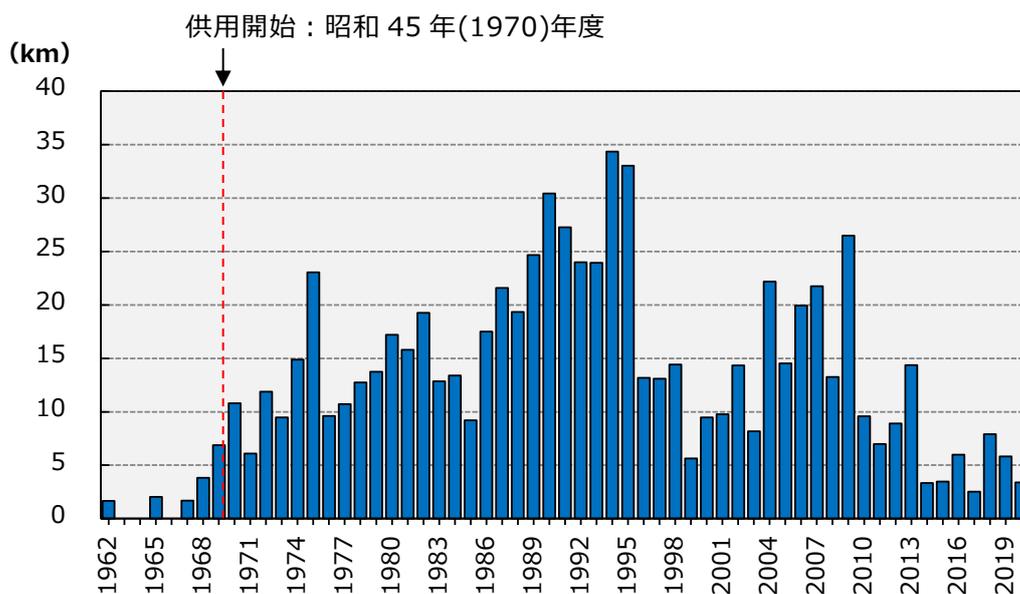


図 2-3 年度別布設延長の推移 (令和 2 年(2020 年)度末)

※公設浄化槽事業分を除く

c) ポンプ場

本市下水道等事業は、市内に 3 か所のポンプ場施設を有しています。

中央ポンプ場では、汚水送水及び雨水排水を行っており、中央水みらいセンターへの汚水送水量は 117m³/分、雨水排水量は 485m³/分の施設能力を有しています。

安威ポンプ場では、雨水排水を行っており、雨水排水量は 954m³/分の施設能力を有しています。

大池ポンプ場では、汚水送水及び雨水排水を行っており、中央水みらいセンターへの汚水送水量は 165m³/分、雨水排水量は 2,024m³/分の施設能力を有しています。

これまでポンプ場を整備し、浸水防除を図るとともに、合流式ポンプ場である中央ポンプ場及び大池ポンプ場に対しては、合流改善対策²に取り組み、雨天時未処理放流水の削減に努めています。

表 2-1 ポンプ場施設の概要

名 称		中 央 ポ ン プ 場	大 池 ポ ン プ 場	安 威 ポ ン プ 場	
位 置		小川町 2 番 18 号	野々宮二丁目 20 番 20 号	三咲町 1 番 41 号	
供 用 開 始 年 月		昭和 45 年(1970 年)9 月	昭和 59 年(1984 年)3 月	昭和 46 年(1971 年)8 月	
排 除 方 式		合流式	合流式	分流式(雨水)	
ポ ン プ 施 設 能 力 (m ³ /分)	計 画	汚 水	117	165	—
		雨 水	485	2,314	1,151
	現 況	汚 水	117	165	—
		雨 水	485	2,024	954

² 【合流改善対策】合流式下水道では、雨天時でも下水処理場への下水の流入を一定量以下とするために、し尿を含む未処理下水を河川等に一部放流している。これにより、水域汚染等が社会問題化したため、管路や汚水ポンプの増設による未処理下水量の削減、未処理下水に含まれるごみの除去に関する改良といった対策が全国的に行われている。

2. 危機管理

(1) 災害の動向

本市では、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代前半(1960 年代)にかけて市街地の拡大と過密化、高層化が進展しました。これらは、台風や集中豪雨、大規模地震が発生した際に、複合的・広域的な災害の発生と被害を増大させる要因となります。

近年、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震などの大規模な地震をはじめ、大型台風や大雨による河川の氾濫や浸水など、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。本市では、平成 30 年(2018 年)6 月に、大阪府北部を震源とする地震が発生し、市内で震度 6 弱の揺れを観測しました。本市の下水道施設に被害は無かったものの、10,000 棟を超える住宅被害に見舞われました。また、同年 9 月には、台風 21 号が上陸し、強風で電柱が折れるなどにより、広範囲で停電が発生しています。

(2) 地震対策の現状

本市では、平成 26 年(2014 年)度に「茨木市下水道総合地震対策計画」を策定し、南海トラフ地震などの大規模地震に対する下水道施設の安全性を高め、安定した都市活動が継続できるように、大池ポンプ場と流域下水道とを接続する管路施設等の耐震化工事を実施しました。また、大池ポンプ場の耐震補強を平成 26 年(2014 年)度から平成 29 年(2017 年)度に実施しています。

また、平成 29 年(2017 年)度に「茨木市下水道総合地震対策計画(第 2 期)」を策定し、大池ポンプ場に流入する管路施設の耐震化を図るとともに、中央ポンプ場の耐震診断を実施しました。

(3) 浸水対策の現状

本市の浸水対策は、昭和 37 年(1962 年)に下水道事業を開始してから、市の中心部では、汚水と雨水を同一の管渠にて排除する合流式として整備を進め、周辺区域は、汚濁負荷の流出防止の観点から、汚水と雨水を別々の管渠にて排除する分流式として整備を進めてきました。

しかし近年、頻発する豪雨等により一部地域において浸水被害が発生している状況を踏まえ、平成 28 年(2016 年)度に「茨木市雨水基本構想」を策定し、整備期間を平成 29 年(2017 年)度から当面(概ね 10 年)と、中期(概ね 30 年)に設定し、「第 5 次茨木市総合計画」と「茨木市都市計画マスタープラン」に基づく総合的な浸水対策を推進しています。

(4) 減災対策

大規模地震の発生が指摘されている中で、下水道施設を構造面から耐震化する「防災対策」には多くの費用と年月を必要とします。そのため、下水道施設が被災しても下水道が果たすべき機能を維持するために、あらかじめ被災を想定して被害の最小化を図る「減災対策」を併せて実施することが重要です。

本市では、平成29年(2017年)度に策定した茨木市下水道BCP³を令和2年(2020年)度に改定し、被災時の対策、手順等を取りまとめています。今後は、事前対策や訓練などを行い、その結果明らかになった問題点などを把握し、必要に応じて計画の改善を行い、内容の更新を図っていきます。

また、地震発生後に下水道施設の被災状況を調査及び応急復旧するための基となる下水道台帳のバックアップやシステムの共有を図っています。さらに、茨木市地域防災計画に基づく防災訓練を実施しています。

(5) 危機管理体制

本市では、不測の事態に対応するために、危機管理のための各種マニュアルを策定しています。

令和元年度(2019年度)に茨木市地域防災計画が見直されたことを受け、令和3年(2021年)3月に茨木市下水道総合地震対策計画及び関連計画である茨木市下水道BCPを更新し、配備体制の変更や想定被害の追加などを行いました。

また、下水道は他のライフラインと異なり、代替手段がないため、災害時におけるし尿について、迅速かつ適正に処理することを目的に近隣市町等との災害相互支援に関する協定を締結しており、大規模災害を想定した協力関係を構築しています。

表 2-2 危機管理のための主なマニュアル

マニュアル名称
茨木市地域防災計画（令和元年（2019年）3月）
茨木市業務継続計画 第3版（令和4年（2022年）3月）
茨木市受援計画（令和4年（2022年）3月）
茨木市雨水基本構想（平成29年（2017年）3月）
茨木市下水道総合地震対策計画（令和3年（2021年）3月）
茨木市下水道BCP(業務継続計画)（令和3年（2021年）3月）

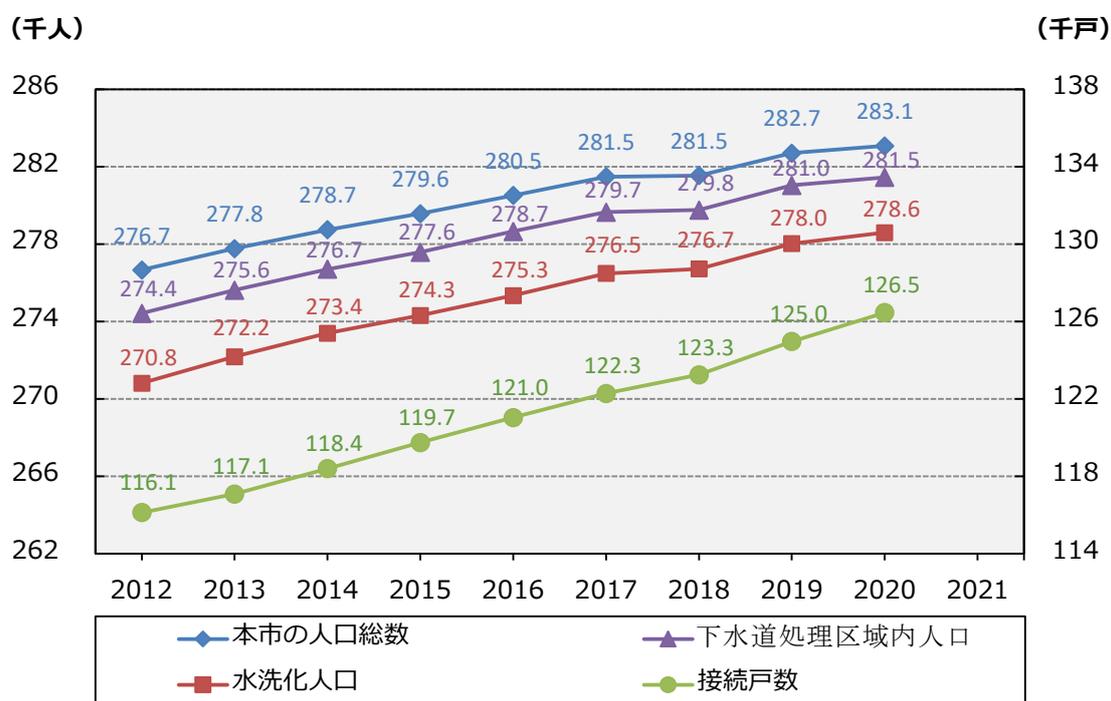
³ 【BCP】業務継続計画（Business Continuity Plan）のこと。人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある中でも、適切に業務を執行することを目的とした計画。

3. 経営の状況

(1) 本市の人口等の推移

本市の人口総数は、彩都地区をはじめとする新規住宅開発地区への市外からの転入等により、毎年 1,000 人ほど増加し続け、令和 2 年(2020 年)度末で約 283 千人となっています。

下水道処理区域内人口、水洗化人口及び接続戸数についても同様に増加し続けており、令和 2 年(2020 年)度末で、下水道処理区域内人口は約 281 千人 (99.4%)、水洗化人口は約 279 千人 (99.0%)、接続戸数は約 126 千戸 (98.9%) となっています。

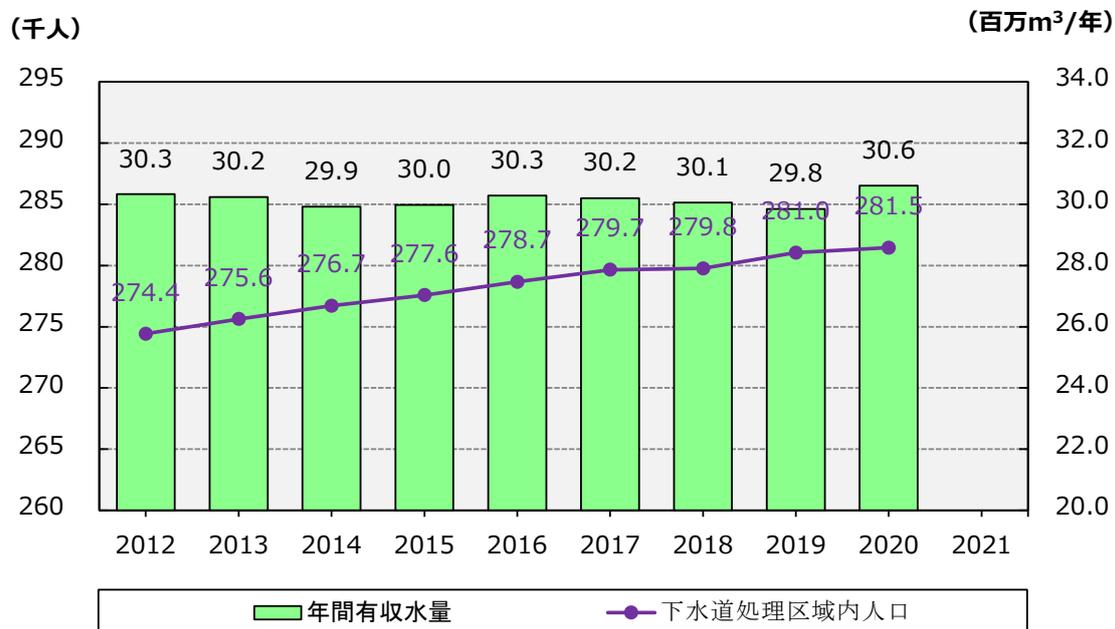


※ 下水道処理区域内人口・水洗化人口・接続戸数は公設浄化槽事業分を除く

図 2-4 本市の人口総数・下水道処理区域内人口・水洗化人口・接続戸数の推移

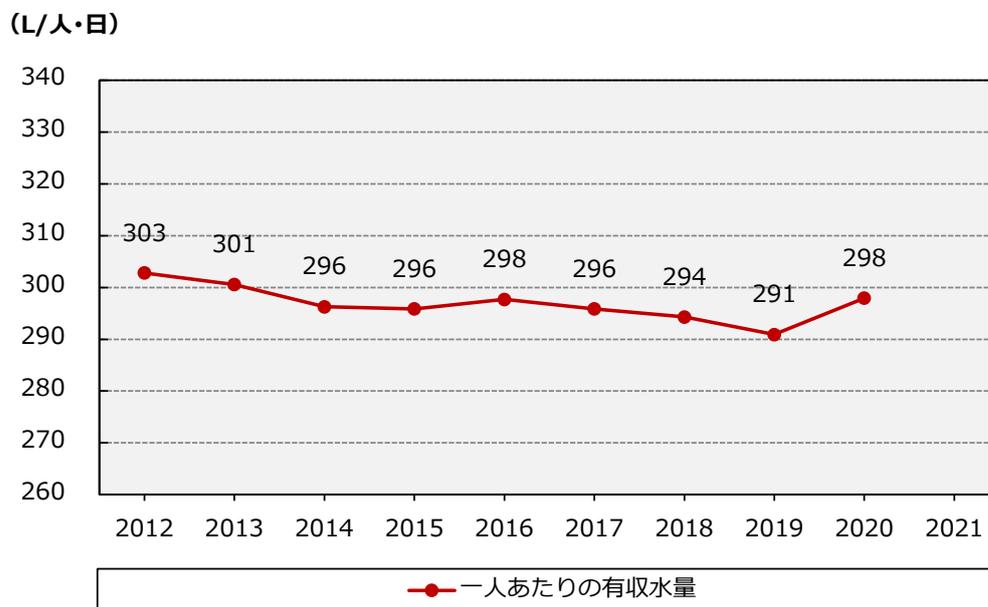
(2) 有収水量の推移

有収水量⁴は、下水道処理区域内人口が増加しているにもかかわらず、横ばい傾向です。この要因は、節水意識の向上や節水機器の普及などが考えられます。



※ 年間有収水量・下水道処理区域内人口は公設浄化槽事業分を除く

図 2-5 有収水量・下水道処理区域内人口の推移



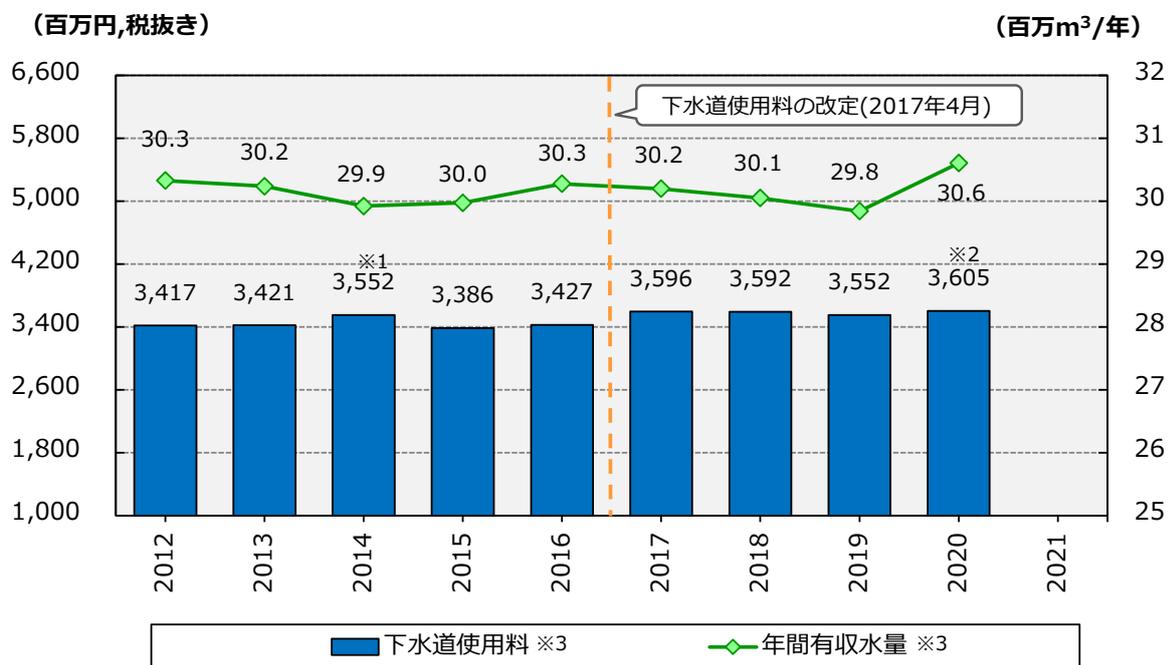
※ 年間有収水量は公設浄化槽事業分を除く

図 2-6 一人あたりの有収水量の推移

⁴ 【有収水量】 下水道使用料の徴収対象となる水量のこと。

(3) 下水道使用料

本市では、今後の改築需要が増加することを見据えるとともに事業の赤字を補填する基準外繰入金を減らし、健全な経営を確立するために、平成29年(2017年)4月に下水道使用料を改定しました。その結果、平成29年(2017年)度の下水道使用料は、前年度より約2億円増加しました。年間有収水量は、下水道処理区域内人口が微増する一方、節水意識の向上や節水機器のさらなる普及により、家庭からの排水量は微減しています。下水道使用料は、大規模な開発計画に伴う事業所からの排水量の増加により、ほぼ横ばいとなっています。



- ※1 平成26年(2014年)度は法適用移行前年度であり、使用料収入未済額のうち、翌年度に支払われた額を追加している。
- ※2 令和2年(2020年)度は、新型コロナウイルス感染症対策として基本料金を減免していたが、比較のために使用料減額分を加算して算出している。
- ※3 下水道使用料・年間有収水量は公設浄化槽事業分を除く

図 2-7 下水道使用料・年間有収水量の推移

(4) 流域下水道に対する市町村負担金

本市公共下水道は、大阪府が建設及び管理運営する流域下水道に接続し、流域下水道の終末処理場で下水を処理しています。そのため本市を含む関連市町村では、流域下水道施設の建設及び維持管理に対する負担金を大阪府に支払っています。

(5) 企業債⁵

本市下水道等事業で借り入れた企業債の残高は、徐々に減少しています。平成 19 年(2007 年)度には、公的資金補償金免除繰上償還⁶を実施し、低利の企業債に借換えることにより、支払利息を削減しました。

今後は、企業債の新規発行額を減らすことにより、支払利息の費用を減らし、過度の負担を将来世代へ先送りしないように努めます。

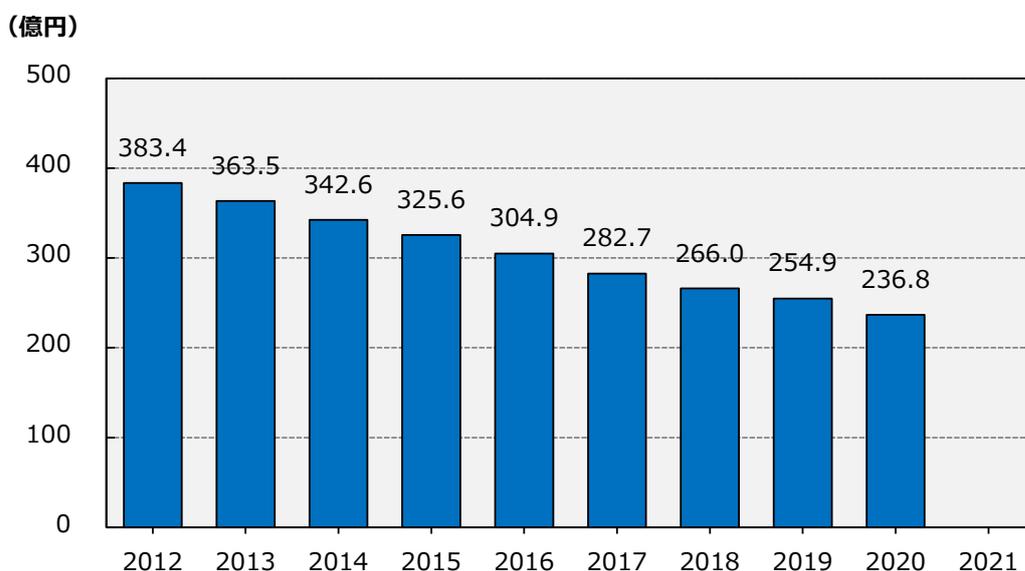


図 2-8 企業債残高の推移

⁵ 【企業債】 地方公営企業が建設事業などを実施するために、国などから借り入れた資金のこと。

⁶ 【公的資金補償金免除繰上償還】 過去に高金利で借り入れた企業債を、補償金を支払わずに繰上償還できる国の制度。本来、借り手側の都合で繰上償還する場合には、貸し手にその利息収入の損失に応じた補償金を支払う必要があるが、この臨時措置では補償金の支払いが免除された。

第2章 下水道等事業の現状

(6) 経営状況

茨木市下水道等事業の令和2年(2020年)度総収益の内訳をみると、全体の52%を下水道等使用料が占めています。

一方、総費用の内訳は、減価償却費⁷が全体の54%を占めており、その次に流域下水道管理費(24%)、支払利息(8%)となっています。

減価償却費、職員給与費、支払利息は、処理水量の変動に左右されない固定的な経費であり、少なくともこれらが全体の約65%を占めています。

固定費は処理水量の減少に比例して削減することが困難であるため、今後、使用料収入の減少に伴い経営を圧迫する可能性があります。

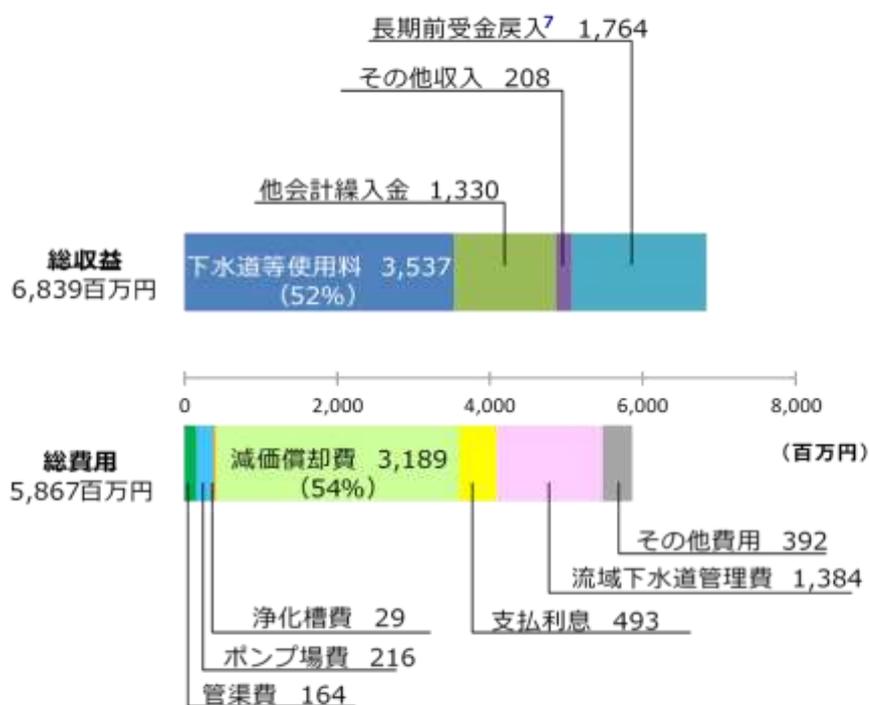


図 2-9 総収益と総費用 (令和2年(2020年)度)

⁷ 【減価償却費】 下水道施設の整備に必要な費用を使用できる期間(耐用年数)で割り振って、毎年計上する費用のこと。

⁸ 【長期前受金戻入】 補助金や負担金など、自己財源以外の財源で下水道施設を整備した場合、その財源について減価償却費に見合う分を収益として毎年計上するものこと。

4. 組織体制

(1) 組織体制

本市下水道等事業では、これまでポンプ場施設の維持管理業務を民間事業者へ委託するなど、組織の効率化を図ってきました。また、管路の点検などで得られた不具合情報などは、電子化した下水道台帳にて整理しており、計画的に修繕などを実施するとともに、住民要望にも対応しております。

下水道等事業の職員数は、平成24年(2012年)度に一時23名まで減少しましたが、20歳代等の若手職員を増員したことにより、令和2年(2020年)度で28名です。令和2年(2020年)度における職員一人あたりの使用料収益は、他事業体と比較すると高くなっており、効率的に事業を運営できているといえます

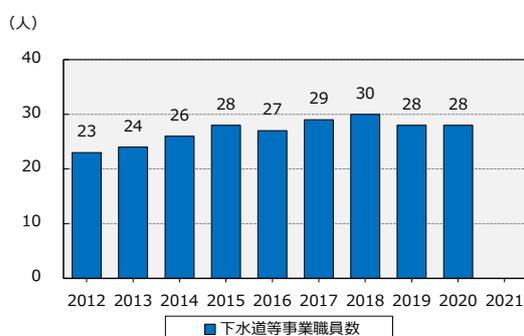


図 2-10 下水道等事業職員数の推移

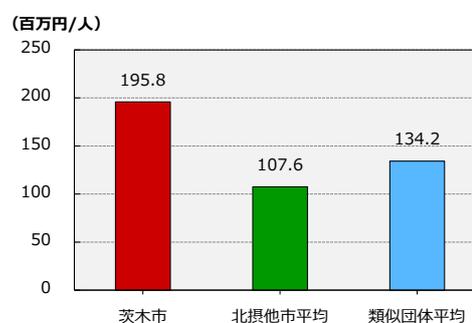


図 2-11 職員一人あたりの使用料収益¹⁰
算出式「下水道使用料収入÷損益勘定所属職員数」

(2) 人材育成

将来にわたって、下水道施設を維持するためには、状況に応じた的確な対応ができ、下水道施設の運営に関する専門的な知識や経験を有する職員の確保や育成が重要です。

そのため、公益社団法人日本下水道協会や地方共同法人日本下水道事業団などが開催する研修会への参加や内部研修会の開催などにより、専門的な技術と知識の習得に努めています。

⁹ 【北摂他市】豊中市、箕面市、吹田市、高槻市、摂津市及び池田市の令和2年(2020年)度平均値(総務省「令和2年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の数値を使用。P16も同様)とした。

【類似団体】公共下水道の供用開始後年数、下水道処理区域内人口及び同区域内人口密度が本市に類似している35団体(経営比較分析表と同じ団体)の令和2年(2020年)度平均値(総務省「令和2年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の数値を使用。P16も同様)とした。

5. 他団体と比較した経営分析の状況

令和2年(2020年)度における本市公共下水道事業の経営状況について、北摂他市及び類似団体と比較した結果を次に示します。

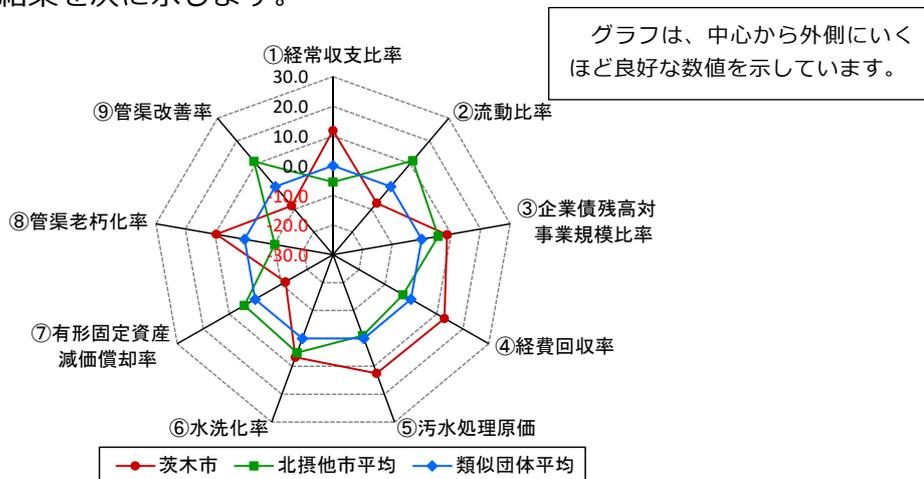


図 2-12 本市公共下水道と北摂他市及び類似団体との経営状況の比較¹⁰

経営指標 (令和2年(2020年)度)	茨木市	北摂他市平均	類似団体平均	数値の見方
① 経常収支比率	115.6%	107.4%	107.1%	▲
② 流動比率	54.6%	179.4%	77.7%	▲
③ 企業債残高対事業規模比率	392.8%	394.4%	485.6%	▼
④ 経費回収率	120.1%	105.2%	100.0%	▲
⑤ 汚水処理原価	96.1 円/m ³	104.2 円/m ³	110.2 円/m ³	▼
⑥ 水洗化率	99.0%	98.9%	97.7%	▲
⑦ 有形固定資産減価償却率	50.4%	27.8%	23.4%	▼
⑧ 管渠老朽化率	3.5%	13.6%	8.2%	▼
⑨ 管渠改善率	0.04%	0.37%	0.14%	▲

※ 上表の「数値の見方」で、▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好を表しています。茨木市は全事業、北摂他市平均及び類似団体平均は公共下水道事業で算出

¹⁰ 【経常収支比率】 使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標。当該値が100%以上であれば、単年度の収支は黒字である。
 【流動比率】 短期的な債務に対する支払能力を示す指標。当該値が100%以上であれば、1年以内に支払わなければならない負債を、現金等で賄うことができることを示す。
 【企業債残高対事業規模比率】 下水道使用料収入に対する企業債残高(一般会計負担分を除く)の割合を表す指標。
 【経費回収率】 使用料で回収すべき経費がどの程度使用料で賄えているかを表した指標。当該値が100%以上であれば、使用料で回収すべき経費を使用料ですべて賄えていることを示す。
 【汚水処理原価】 有収水量1m³当たりの処理に要した費用を表す指標。
 【水洗化率】 下水道処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標。
 【有形固定資産減価償却率】 有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却費がどの程度進んでいるかを表す指標。一般的には、数値が高いほど、老朽化した資産が多いことを示す。
 【管渠老朽化率】 法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標。
 【管渠改善率】 当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。

◆ 財務の状況

経常収支比率は約 116% であり、単年度の収支は黒字となっています。また、経費回収率は約 120% であり、北摂他市及び類似団体平均を上回っています。このことから、使用料収入が適正に確保できているといえます。

一方で流動比率は約 55% であり、北摂他市及び類似団体平均を下回っています。これは令和元年(2019 年)度まで資金の不足分を一般会計からの基準外繰入金¹¹で賄っていたため、資金残高が少なく、経費回収率は 100% を超えているにもかかわらず、短期的な支払い能力は低い状況となっています。平成 29 年(2017 年)度に下水道使用料を引き上げたこと及び基準外繰入金が令和 2 年(2020 年)度から無くなったことにより、流動比率は改善してきていますが、依然として低い数値であることから、負債を増やさないために、今後の改築投資等に充てるための財源構成などを検討していく必要があります。

◆ 施設の状況

「管渠老朽化の度合い(管渠老朽化率)」は、類似団体平均の 1/3 程度であり、「管渠老朽化対策の実施状況(管渠改善率)」も類似団体と比べて低い値となっています。このことから、本市の管渠は類似団体に比べれば法定耐用年数を超過している管渠は少ないと判断できます。ただし、法定耐用年数の 2 分の 1 以上を経過している管渠が 6 割以上あること及びポンプ場に設置した機械等は法定耐用年数が管渠より短いことから、有形固定資産減価償却率が北摂他市及び類似団体平均より高くなっています。改善が必要な管渠が少ない状況にあることから、管渠改善率は低くなっています。

一方、ポンプ場のうち、大池ポンプ場では、老朽化した設備の改築を進めてきました。今後は、管渠及びポンプ場の改築・修繕を一層進めていく必要があります。

◆ 全体

現状は、適正な水準で使用料収入が確保できていますが、今後は、ポンプ場施設の老朽化に加えて、管路の老朽化も進んでいくことから、改築投資等に充てるための財源確保、財源構成の検討を進めていく必要があります。

¹¹ 【基準外繰入金】総務省より通知される基準に示された項目・計算方法に基づく繰入金(基準内繰入金)に対し、基準に基づかず自治体が独自に行う繰入金を「基準外繰入金」という。

6. 前計画期間の実績・評価

(1) 投資目標の実績

表 2-3 投資目標実績

投資計画 の事業区分	項目	前回実績	実績					前回目標
		平成 29 年 (2017年)度	平成 30 年 (2018年)度	令和元年 (2020年)度	令和 2 年 (2020年)度	令和 3 年 (2020年)度	令和 5 年 (2023年)度	
		汚水整備	汚水処理普及率 (下水道)	99.78%	99.79%	99.82%	99.82%	
浸水対策	雨水整備率	38.50%	38.80%	40.51%	40.60%		40.80%	
地震対策※	重要な管路の耐震化率	95.20%	95.50%	96.30%	98.40%		97.80%	
	耐震化済みポンプ場数	1 か所 ／3 か所	1 か所／3 か 所	1 か所／3 か 所	1 か所 ／3 か所		2 か所 ／3 か所	
老朽化対策	健全度 1 の管渠の割合	0%	0%	0%	0%		0%以下	

※ 地震対策については、「茨木市下水道総合地震対策計画（3期）」に基づく事業費に対する各年度の投資額から、目標値を設定しています。

(2) 財政目標の実績

表 2-4 財政目標実績

項目	前回実績	実績					前回目標
	平成 29 年 (2017年)度	平成 30 年 (2018年)度	令和元年 (2019年)度	令和 2 年 (2020年)度	令和 3 年 (2021年)度	令和 5 年 (2023年)度	
	資金残高	3.6 億円	3.6 億円	4.1 億円	5.0 億円		20～40 億円程度 の範囲内を維持
基準外繰入金 (公設浄化槽事業分を除く)	1.3 億円	1.0 億円	0.9 億円	0.1 億円※		0 円	
繰入金	22.5 億円	20.8 億円	19.5 億円	17.4 億円		20 億円以下 を維持	
企業債残高対事業規模比率	432%	427%	417%	370%		500%以下	
経費回収率	122.1%	121.7%	122.1%	125.3%		100%以上 を維持	
経常収支比率	114.8%	115.3%	115.7%	117.8%		100%以上 を維持	

※ 翌年度に精算し、一般会計に返還しているため、実質 0 円になります。

(3) 投資目標の評価

投資目標の実績について、4つの目標全てにおいて順調に進んでいる。
重要な管路の耐震化率については、前回の令和5年(2023年)度目標を達成している。

(4) 財政目標の評価

財政目標の実績について、6つの目標全てにおいて順調に進んでいる。
資金残高を除く5つの目標については、前回の令和5年(2023年)度目標を達成している。
資金残高については、順調に増加しているが、新規企業債発行の抑制を優先することから、目標の達成は先になる見込みとなっている。

(5) 総評

前回に設定した目標について順調に進んでいる。
既に目標を達成している項目もあるが、今後も費用の抑制を推進し、持続性の向上に努める必要がある。

第3章 将来の事業環境と課題

1. 改築需要の増加

今後増加していく改築需要に対して、管路を目標耐用年数（75 年で設定）で改築する場合、今後 50 年間で必要となる投資額は、図 3-1 に示す推移となり、令和 51 年(2069 年)度には 1 年間で約 78 億円が必要となります。

本市では、老朽化対策のほかにも、地震対策や浸水対策などの事業も進めていかなければなりません。

このような状況の中、改築事業等を着実に進めるためには、適正な維持管理による下水道施設の長寿命化や将来の汚水量を見据えた効率的かつ効果的な投資を行うことにより、改築費用の抑制及び平準化を図る必要があります。

そのためには、アセットマネジメント¹²手法を用いた中長期的な改築需要と財政収支見通しを検討し、財源の裏付けのある計画的な投資を行っていく必要があります。また、適正な下水道等使用料水準についても見極めていく必要があります。

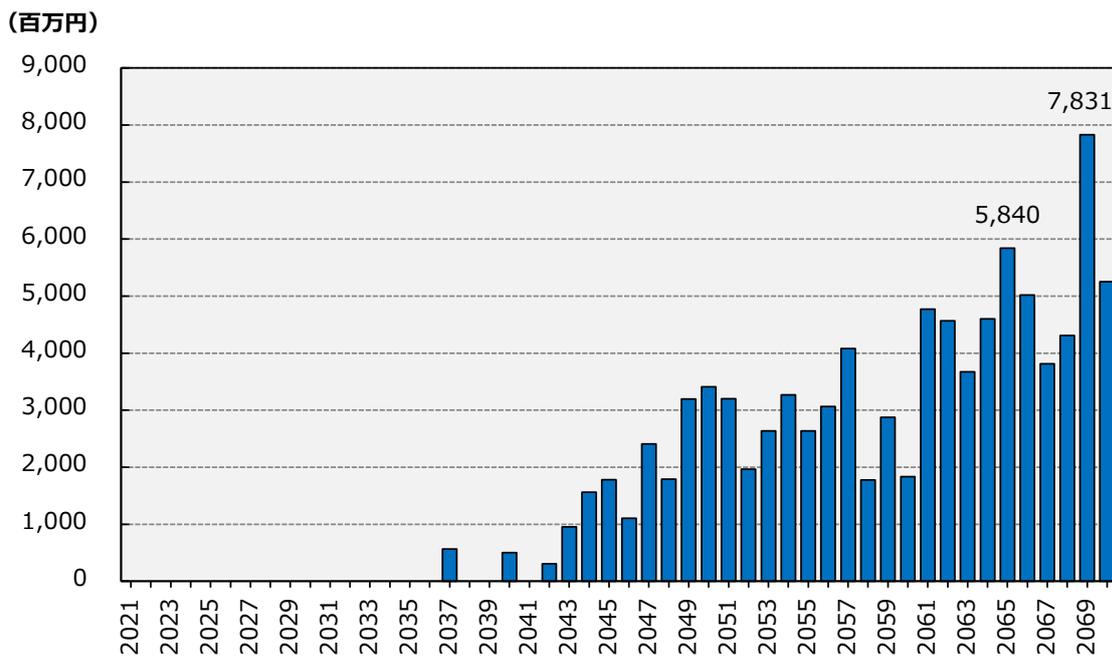


図 3-1 管路を目標耐用年数 75 年で改築する場合の改築費用

課題 1

・今後、老朽化した下水道施設が増大する中、耐用年数に合わせて改築等を行うと、当該年度の支出の増加により、必要な資金が不足し、改築等が遅れるおそれがあります。

¹² 【アセットマネジメント】社会ニーズに対応した下水道事業の役割を踏まえ、下水道施設（資産）に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入（経営管理、執行体制の確保）し、良好な下水道サービスを持続的に提供するための事業運営のこと。

2. 災害リスクの増大

(1) 大規模な地震の発生

本市域に特に関係のある活断層は、市域の中央を東西に通る有馬－高槻構造線活断層系が挙げられ、周辺部にはこのほか、距離を隔てて西方に六甲断層、南東に生駒断層なども分布しています。

「茨木市地域防災計画¹³」では、本市域に大きな被害をもたらすと考えられる「有馬－高槻構造線活断層系」の地震が発生した場合、人口が密集している市街地において「震度7」のゆれに見舞われると想定されています。

また、大阪府地震被害想定調査によると、約100年～150年周期で発生すると言われている紀伊半島沖のマグニチュード8クラスの「南海トラフ地震」が発生した場合、本市は「震度6弱」以上のゆれに見舞われると想定されています。

今後発生が予測されている大規模地震に対し、各下水道施設の耐震化など、更なる地震対策の必要性が高まっています。

(2) 突発的な豪雨の発生

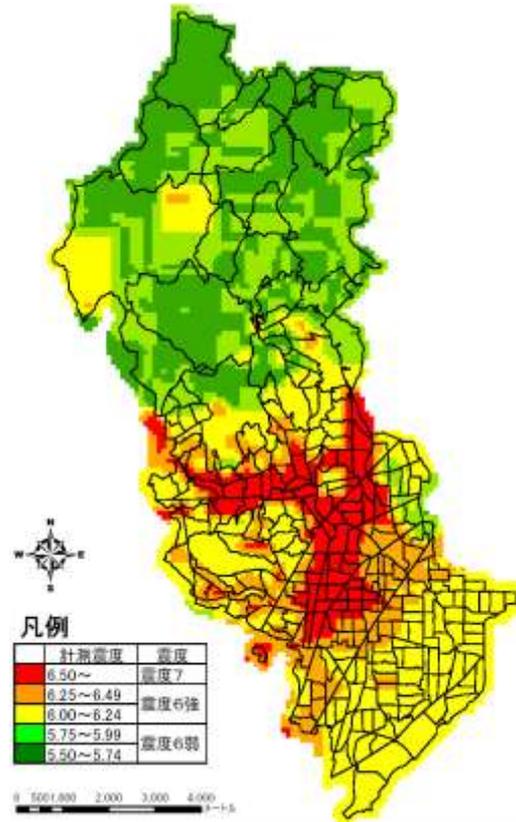
近年、農地の減少等といった都市化による雨水の保水・遊水機能の低下や突発的な豪雨等で雨水流量が増大し、市内各所で浸水被害が発生しています。

こうした現状を踏まえ、本市では、効率的なハード対策（施設等の整備）の着実な推進に加え、ソフト対策（情報収集・提供や避難活動等）を合わせた総合的な浸水対策の推進に引き続き、取り組む必要があります。

課題2

・今後発生が予測されている大規模地震や突発的な豪雨の増大に対して、効果的な地震対策、浸水対策を引き続き実施していく必要があります。

- (1) 想定地震
起震断層：有馬－高槻構造線活断層系
地震の規模：マグニチュード7.5 ± 0.5
- (2) 想定時期
冬季の夕刻



(出典：茨木市地域防災計画資料編 P.23)

図 3-2 震度分布図

¹³ 【地域防災計画】災害対策基本法に基づき、発災時または事前に地方公共団体などが実施すべき災害対策に関する実施事項や役割分担などを規定した計画のこと。

3. 資金の確保

(1) 人口減少と有収水量の動向

本市の人口は、これまで増加し続けていますが、令和3年(2021年)12月に策定した『第2期総合戦略』では、令和7年(2025年)度頃をピークに減少傾向に転じると予測されています。この予測から、下水道処理区域内人口を推計した結果、令和7年(2025年)度をピークに減少傾向に転じ、令和14年(2032年)度末には約27万8千人にまで減少する見込みです。

また、有収水量は、下水道処理区域内人口が減少する見込みであることに加え、市民の節水意識の向上及び節水機器のさらなる普及により、令和14年(2032年)度末には約2,951万 m^3 に減少する見込みです。

一方で、下水道使用料については、彩都地区等での大規模な開発計画に伴う事業所からの排水量の増加が見込まれることから、ほぼ横ばいで推移する見込みです。経営戦略の計画期間(令和5年(2023年)度～令和14年(2032年)度)以降には、人口減少等により、徐々に減少傾向に転じると予測されます。

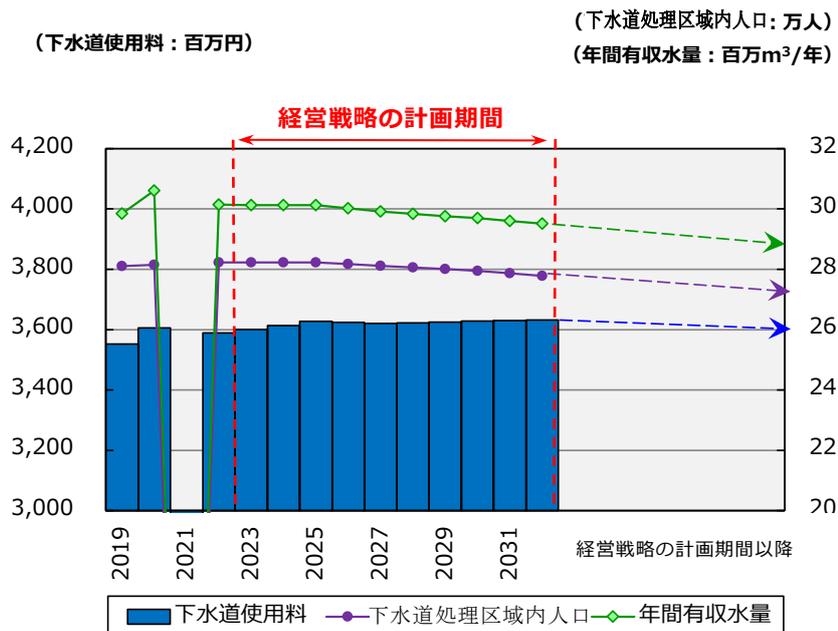


図 3-3 下水道使用料・下水道処理区域内人口・年間有収水量(浄化槽分を除く)の推移

(2) 大阪府流域下水道に対する市町村負担金の増加

大阪府流域下水道事業は、平成30年(2018年)度に地方公営企業法(財務規定のみ)を適用しており、現金主義である官公庁会計方式から発生主義である公営企業会計方式となりました。これに伴い、受益者負担の原則に基づく経費負担の適正化を図るとして、国(総務省)が定める繰入基準を根拠に、これまで大阪府が負担してきた資本費(減価償却費等)のうち、30%は市町村負担分となるように見直され、本市の負担額も増加する見込みです。

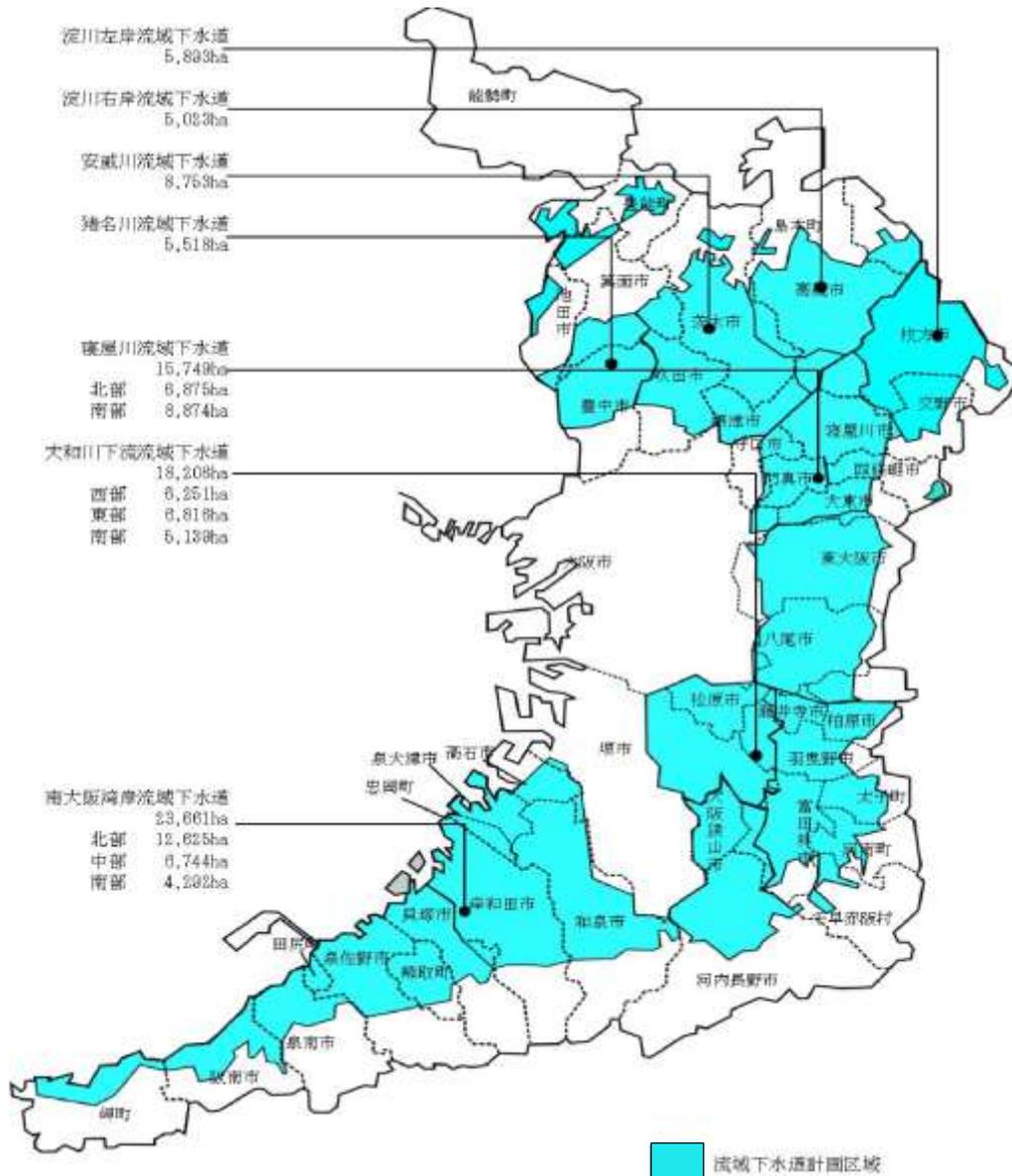


図 3-4 大阪府流域下水道の概要

(出典：令和元年(2019年)度末大阪府下水道統計、令和3年(2021年)3月、大阪府都市整備部下水道室、P.4-3)

課題3	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料収入は、計画期間中ほぼ横ばいとなる見込みですが、それ以降は人口減少等により収入減になると予測されます。 ・大阪府流域下水道事業の経費負担の見直しにより、市町村負担金が増加する見込みです。
------------	---

4. 人材の確保と技術の継承

下水道等事業には、計画、建設、維持管理、広報など様々な分野の業務があり、それぞれの分野において専門性の高い職員を適切に配置することが求められます。

本市は、15 ページで示したように、職員一人あたりの使用料収入が他事業体と比較すると高く、効率的に事業を運営できていますが、職員一人あたりの業務量の負担が大きいともいえます。

職員の年代構成比率は、令和2年(2020年)度で20歳代が約21%、30歳代が約32%、40歳代が約18%、50歳代以上が約29%となっています。令和2年(2020年)度の年代構成は、平成23年(2011年)度に比べると、30歳代以下の職員が増加しており、バランスのとれた構成比率となっています。

ただし、行政に対する市民の皆さまからの要望や期待が質・量ともに高まっている中、これらに的確に応えながら下水道等事業を今後も維持・継続していくためには、職員一人ひとりの能力を向上させるとともに、民間委託等の活用や組織再編等の可能性が今後考えられる中で、下水道等事業をより一層効率化していく必要があります。

現在、在籍する職員がこれまでに培った技術やノウハウを次世代の職員に確実に継承できるよう、職員の適正な配置や若年層の育成などを計画的に行っていく必要があります。

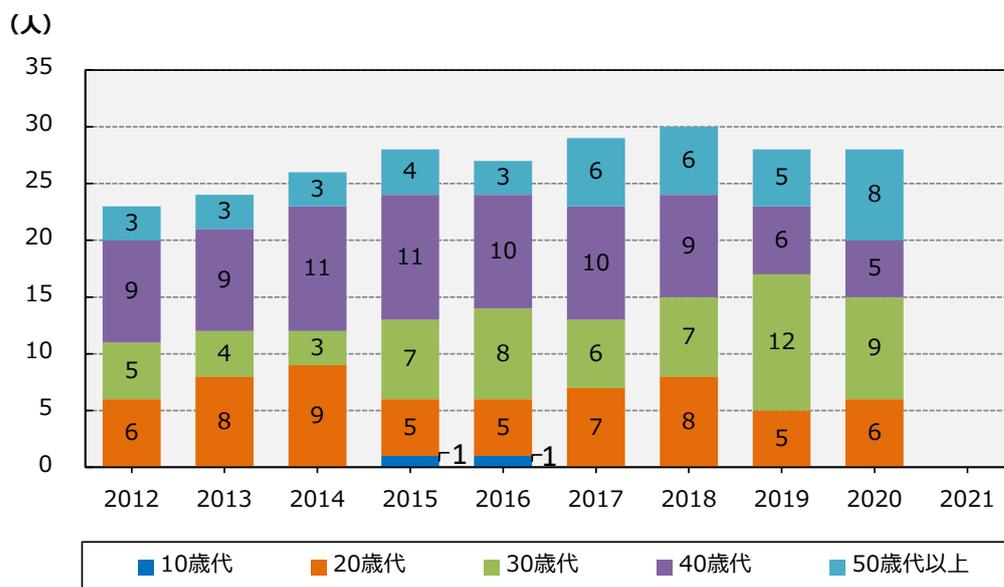


図 3-5 下水道等事業職員の推移 (年代別)

課題 4

- ・これまでに培った技術やノウハウを次世代の職員に確実に継承できるよう、組織づくりや若年層の育成を計画的に行っていく必要があります。

第4章 本市下水道等事業の目指す将来像とこれを実現するための方針

1. 目指す将来像

本市では、市民、事業者、議会、行政が、目指すべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けたまちづくりを進めていくための計画として、平成 27 年(2015 年)3 月に「第 5 次茨木市総合計画」(平成 27 年(2015 年)度～令和 6 年(2024 年)度)を策定しています。

「茨木市総合計画」は、あらゆるまちづくり分野を包括する、最も上位に位置付けられるものです。この計画に位置づけられている本市の目指す将来像の実現に向けて、本市下水道等事業も取組みを進めています。

スローガン： ほっといばらき もっと、ずっと

表 4-1 基本構想を実現するためのまちの将来像とまちづくりを支える基盤

まちの将来像①	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
まちの将来像②	次代の社会を担う子どもたちを育むまち
まちの将来像③	みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
まちの将来像④	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
まちの将来像⑤	都市活力がみなぎる便利で快適なまち
まちの将来像⑥	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち
まちづくりを支える基盤	まちづくりを進めるための基盤

2. 基本目標及び本市下水道等事業の抱える課題を解決するための方針

本市下水道等事業は、第 3 章で示した課題を解決することで、「第 5 次茨木市総合計画」で掲げられている 6 つのまちの将来像及びまちづくりを支える基盤のうち、「まちの将来像④：市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち」、「まちの将来像⑥：心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち」及び「まちづくりを支える基盤：まちづくりを進めるための基盤」を実現することに貢献していきます。

第 3 章で示した本市下水道等事業の抱えている課題を解決するための取組みとして、本経営戦略で計画している投資・財政計画を次ページ以降(第 4 章 4、第 5 章)に示します。

SDGs 達成に向けた施策の推進

「第5次茨木市総合計画後期基本計画」(令和2年(2020年)1月策定)では、市民、事業者、団体などの様々な主体のSDGs¹⁴に対する理解を深めるとともに、さらなる連携を促し、誰もが安全で安心、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが「豊かさ・幸せ」を実感できる「次なる茨木へ。」に向けた施策を推進しています。

本経営戦略では、上位計画と同様に、SDGsが掲げる17の目標から抽出した目標を本経営戦略の4つの基本となる目標に関連付け、目標達成に取り組んでいきます。



図 4-1 SDGs 17の目標

¹⁴ 【SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)】 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。平成27年(2015年)の9月の国連サミットにおいて採択された国際目標で、「誰一人残さない」持続可能で多様性・包括性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)を期限とした17の目標、169のターゲット、232の指標が定められている。先進国・発展途上国は関係なく、また、自治体や企業など様々な主体が取り組むべきとされる世界的な目標。

第4章 本市下水道等事業の目指す将来像とこれを実現するための方針

	市のSDGsの目標の内容	第5次総合計画の 下水道事業関連目標	下水道事業関連目標と SDGs目標の関係性
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>	上下水道施設の耐震化	耐震化により都市環境を良好に保つ。
		総合的な雨水対策の推進	浸水被害を軽減し、都市環境を良好に保つ。
		健康に過ごすことができる生活環境の保全	衛生的な環境づくりを推進し、都市環境を良好に保つ。
		公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	衛生的な環境づくりを推進し、都市環境を良好に保つ。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水資源の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	上下水道施設の耐震化	耐震化により、災害時でも利用可能なインフラを整備する。
		総合的な雨水対策の推進	浸水被害を軽減し、汚水の流出を低減する。
		健康に過ごすことができる生活環境の保全	汚水を適正処理し、生活環境を保全する。
		公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	汚水を適正処理し、生活環境を保全する。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援したり等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	健康に過ごすことができる生活環境の保全	施設の整備や維持管理において省エネや再エネ利用を推進し、環境負荷を低減する。
		公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	施設の整備や維持管理において省エネや再エネ利用を推進する。
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包括的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>	上下水道施設の耐震化	耐震化により、災害時でも利用可能なインフラを整備する。
		総合的な雨水対策の推進	浸水被害を軽減し、災害時でも利用可能なインフラを整備する。
		健康に過ごすことができる生活環境の保全	衛生的な環境づくりを推進し、都市環境を良好に保つ。
		公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	施設の長寿命化に取り組み、有効活用に努める。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>	上下水道施設の耐震化	耐震化により、災害時でも利用可能なインフラを整備する。
		総合的な雨水対策の推進	雨水対策を推進し、浸水被害を軽減する。
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>	総合的な雨水対策の推進	雨水対策を推進し、汚水の流出を低減する。
		健康に過ごすことができる生活環境の保全	汚水を適正処理し、河川等への汚水流出を防ぐ。

表 4-2 本経営戦略に関連のある SDGs の目標

表 4-3 本市総合計画の目標及び本市下水道等事業の課題と課題を解決するための見通し

第5次茨木市総合計画 (平成27年(2015年)3月策定)		第3章で示した課題		課題を解決するための考え方と課題解決に向けた見通し	
まちの将来像	目標	番号	課題の概要	考え方・見通し	第5章の投資計画
まちの将来像④ 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	○上下水道施設の耐震化 下水道施設の耐震化を進め、下水道BCPを策定します。 	1	老朽化した下水道施設等が今後増加する中、耐用年数に合わせて改築を行うと、必要な資金が不足し改築等が遅れるおそれがあります。	施設等の長寿命化を考慮した「茨木市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、改築等を計画的に実施していくことで、安全性を確保します。	老朽化対策 健全度1の管渠の割合
	○総合的な雨水対策の推進 行政によるハード整備と市民・事業者によるソフト対策をあわせた総合的な施策により、浸水被害や土砂災害の軽減を図ります。 	2	今後発生が予測されている大規模地震や突発的な豪雨の増大に対して、効果的な地震対策、浸水対策を引き続き実施していく必要があります。	「茨木市下水道総合地震対策計画(第3期)」に基づき、管路施設やポンプ場の耐震化を実施します。 「茨木市雨水基本構想」に基づき、雨水管渠の整備、ポンプの増設等を実施します。	浸水対策 雨水整備率
まちの将来像⑥ 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	○健康に過ごすことができる 生活環境の保全 大気、水等の環境を良好な状態で維持します。 事業活動に伴う排水や生活排水を適正に処理します。 	3	下水道使用料収入は、計画期間中ほぼ横ばいとなる見込みですが、それ以降は人口減少等により収入減になると予測されます。大阪府流域下水道事業の法適化に伴い、市町負担金が増加する見込みです。	アセットマネジメント手法を踏まえた投資計画や料金体系の見直しの検討により、適正な使用料収入を確保します。 流域下水道管理運営負担金(資本費分)の将来値は、段階的に加算して設定し収支計算を実施していますが、収入不足にならない見込みです。 また、企業債の新規発行を抑制し、将来世代に対する費用負担を軽減します。	地震対策 重要な管路の耐震化率 耐震化済みポンプ場数
まちづくりを支える基盤 まちづくりを進めるための基盤	○公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用 施設の改修等を進め、市民の利便性の向上を図ります。 また、市有の土地・建物の貸付や売却、資産への広告掲載など、市有資産の有効活用を図ります。 	4	職員がこれまで培ってきた技術、ノウハウの次世代への継承について、検討していく必要があります。	投資・財政計画のなかで、今後の職員数は、令和2年(2020年)度末と同程度の設定としています。 これまで培ってきた技術、ノウハウを次世代へ継承させるための取組みを進め、今後の下水道等事業を担う職員の質を向上させることに努めます。	財政計画 汚水整備 汚水処理普及率

3. 今後の取組み内容

(1) スtockマネジメント計画に基づいた計画的な改築の実施

令和3年(2021年)3月に策定した「茨木市下水道Stockマネジメント計画¹⁵」に基づき、健全度2以下の管路施設、ポンプ場の機械電気設備の改築事業を実施します。管路施設及びポンプ場施設の日常・定期点検を実施するとともに、計画的な改築等を進めながら、中央ポンプ場の建替えの検討等、下水道施設の長寿命化を図っていきます。

(2) 災害対策の実施

a) 地震対策

令和3年(2021年)3月に策定した「茨木市下水道総合地震対策計画(第3期)」に基づき、大池第1号幹線及び目垣第1号幹線及び安威ポンプ場の耐震化を図ります。

令和2年(2020年)度末時点で「重要な幹線等¹⁶」に該当する管路が約134kmあり、そのうち、令和7年(2025年)度までに耐震性能の不足している約2.1kmの耐震化を計画的かつ継続的に取組んでいきます。

中央ポンプ場は耐震性能が不足しているため、建替えの検討を進めています。

b) 浸水対策

平成29年(2017年)3月に策定した「茨木市雨水基本構想」に基づき、重点区域を中心として、年間約10億円を投資し、10年確率降雨¹⁷に対応した水路拡幅、雨水管渠の整備、管渠能力の増強及び安威ポンプ場や大池ポンプ場におけるポンプの増設を実施するなど、浸水被害の軽減を図っていきます。

¹⁵ 【Stockマネジメント計画】 下水道施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたもの。なお、施設(Stock)管理に加えて、これに必要な経営管理、執行体制の確保を含めた事業運営がアセットマネジメントである。

¹⁶ 【重要な幹線等】 河川・鉄道下を横断している管路、避難所等から排出される下水を流す管路、緊急交通路(災害時に救助・救急、医療及び緊急物資の輸送等を実施するための主要道路)に埋設されている管路などのこと。(雨水管路8kmを含む)

¹⁷ 【10年確率降雨】 10年に1回程度発生する規模の降雨のこと。本市では、大阪府10年確率降雨(48.4mm/hr)に対応した雨水排水施設の整備を進めている。

(3) 経営基盤の強化に向けた取組み

a) 適正な使用料水準の検討及び新たな収入源の検討

下水道事業の経費負担は、原則として、雨水処理に要する費用は公費（一般会計からの繰入金）、汚水処理に要する費用は私費（下水道等使用料）で行うこととなっています。一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省自治財政局長から「地方公営企業繰入金について」が通知される基準に基づく繰入金（基準内繰入金）と、これ以外の繰入金（基準外繰入金）があります。

本市では、平成29年(2017年)4月に下水道使用料の引き上げを行いました。これは、一般会計からの繰入金を軽減し、独立採算制による事業を進めていくための取組みの一環によるものです。その結果、令和2年(2020年)度に基準外繰入金（公設浄化槽事業分を除く）がなくなりました。

令和12年(2030年)以降、資本的支出額が減少し、補填財源の増加が見込まれることから、適正な使用料となるように検討を行います。

また、新たな収入源を確保するため、国等の動向に注視しながら、下水道施設を利活用した広告収入などの可能性を、必要に応じて検討してまいります。

b) 流域下水道管理運営負担金の増加に対する検討

流域下水道管理運営負担金（資本費分）の将来値は、大阪府による試算額に、令和11年(2029年)以降は30%の市町村負担額となるように令和7年(2025年)から段階的に加算して設定しています。

この設定で収支計算を実施していますが、収入不足にならない見込みです。

c) 適正な財源の確保の検討

今後の投資計画を実行していく上で、重要な財源として企業債があります。仮に、企業債を積極的に借入れていった場合、その償還のための費用負担は将来世代へ送られることとなります。将来の受益者への負担増とならないよう、企業債に依存しすぎないことが必要となってきます。

本市では、企業債の新規発行を抑制し、将来世代に対する費用負担の軽減を進めてまいります。

(4) 組織体制の検討及び技術を継承するための取組み

将来の地方公営企業法の全部適用及び上下水道組織の一元化については、その課題（府域水道事業の広域化など）の検証を行います。また、窓口の一元化などの市民サービスの向上を図るため、本市水道事業との連携強化を図っていきます。